

令和7年度 労働環境モニタリング実施結果について（グループD）

1 目的

指定管理者導入施設（以下「指定管理施設」という。）における利用者の安全・安心の確保をはじめ、区民（利用者）サービス維持・向上の観点から、指定管理施設職員の労働環境について確認し、安定的に区民サービスを提供するための環境が整っていることを確認するとともに、必要に応じて指定管理者に指導・助言することにより、より良い区民サービスを提供できる労働環境を整備することを目的に、労働環境モニタリングを実施した。

2 対象施設

	施設名	指定管理者名
1	中央体育館	特定非営利活動法人目黒体育協会

3 実施期間

令和7年6月から令和7年10月まで

4 調査の視点

（1）雇用契約と協定等

雇用契約、就業規則等は適正な内容になっているか。

3 6 協定をはじめ、労使協定は適正か。

（2）労働時間

時間管理の手法や残業時間の集計方法は適正か。

休暇、休日も取得状況や管理は適正か。

（3）給与計算

賃金控除協定は締結されているか。

賃金台帳等から適正な計算、支払が行われているか。

（4）各種保険手続き

労働保険、社会保険等の加入状況。

手続きの時期は適正か。

（5）法定帳簿等の整備

労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書等が整備されているか。

（6）安全衛生関係

健康診断の実施、産業医の選任、業務災害への対策の状況は適正か。

(7) その他必要な事項

5 調査方法等

上記4の視点に基づき、下記の調査を行い、改善の指示・確認を行った。

(1) 書類審査

ア 就業規則、賃金規定等の規定類の整備状況、内容の審査

イ 規定類が実態として機能し、労働者の労働条件が確保されているかを確認するための帳簿書類等の審査

(2) 現地調査・職員ヒアリング

職場環境の整備状況の確認、指定管理施設責任者及び複数の従業員へのヒアリングを行った。

(3) 改善の指示、確認

調査結果の内容を踏まえ、指定管理者へ改善の指示を行い、改善の確認を行った。

6 主な指摘事項及び改善内容の概要

労働環境モニタリングを実施した結果、主な指摘事項、意見・要望事項は以下のとおりである。

指摘事項	改善内容
【出生時育児休業が取得できていない。育児・介護休業法の規程の更新ができていない。】 子息の出生時、出生時育児休業を取得せず、年次有給休暇を取得するように言われました。法律で決められた権利は、従業員に取得させる必要があります。また、4月1日より育児・介護休業法が改正されていますが、規程は、更新されていませんでした。	規程を更新しました。
【時間外労働時間が36協定の特別条項の時間を超えている。】 特別条項を超えて労働させることは、労働基準法違反となります。36協定の特別条項違反は罰則がありますので、事業運営上リスクとなります。	労働時間を削減しました。
【ハラスメント窓口の周知がされていない。】 令和4年、改正労働施策総合推進法によりハラスメント窓口の設置が義務化されています。相談窓口の所在と利用方法を従業員に周知させ、	従業員への周知及び体制を整えました。

適切な対応ができる体制を整える必要があります。	
【健康診断の結果管理】 定期健康診断は実施されていますが、結果が会社に保存されていませんでした。また、事後の措置も取られていません。	保存することを徹底しました。また、受診した医療機関に問い合わせしました。

7 労働環境モニタリング結果に基づく総合評価

労務管理は、概ね適正に運用されており、労働基準法違反や、安全衛生に関わる重大な危険はなかった。

また、職員ヒアリングから、職場環境に対する大きな不安や不満はなく、良好な労使関係・労働環境が構築されている。

ただし、労務管理の一部に不備があったため、改善を指示し、確認を行った。

以 上